

栃木県教育委員会 様

全栃木教職員組合

執行委員長 桑川 祥一

全栃木教職員組合2020年春闘要求書

民主教育の発展と教育条件整備に対するご尽力に敬意を表します。

昨年大型台風による水害及び現在懸念されている新感染症は多くの県民の生活に被害等をもたらし、特に子どもたちの安全・安心や学習権に対して大きな影響を与えています。教育長及び栃木県教育委員会の各委員におかれましては、保護者や教職員その他市民の声を広く聞き、すべての子どもたちの安全・安心の確保及び学習権の保障のための有効な施策をしっかりと講じるようお願いします。

災害等の発生は普段隠れている学校の大切な機能を顕在化させます。「避難所」としての機能はその一つです。このような防災拠点としての役割を含みつつ、居住する地域によらず、すべての県民の暮らしの安全・安心を支える拠点としての学校を創造する施策（学校の施設・設備の改修等その他物的条件整備等）についても、優先的に講じるようにしてください。また、平常時に子どもたちが安全にかつ安心して楽しく生活するために欠かせない教職員の待遇改善等その他の人的条件整備に係る施策についても、前述した物的条件整備と併せて、教育委員会でしっかりと審議し、優先的に執行するようお願いします。

ご存じのように、文科省は「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下、「指針」とします。）」を令和2年1月17日に告示として公示しました。この指針は変形労働時間制を可能にした給特法「改正」を受けて策定されたもので、ここでは教職員の「在校等時間」を「月45時間、年360時間以内」とすることを強く求めています。本来、時間外業務が想定されていない教員について、「在校等時間」の上限を設けることを肯定することはできませんが、「過労死ライン」を超えて長時間働いている教員が多数存在する現状からは、この「在校等時間」を守ることは早急を実施すべきことと思います。県立学校の服務監督権者でもある貴委員会が、県内市町教育委員会の模範となるような「指針」の実現へ踏み出すことを強く求めます。また、今回「在校等時間」の上限が法的根拠をもつ「指針」として定められたことにより、昨年1月に貴委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」の「月の時間外勤務の上限45時間を目指しつつ、2021年度までに、月の時間外勤務が80時間を超える教員の割合を0%にする。」との目標は否定されたこととなりますので、この目標を撤回し、指針が定めた「在校等時間」の上限が守られるよう、重ねてお願いします。

現在、県立学校における出退勤管理は、栃木県教育委員会の指示で、エクセル入力による教職員の自己申告により行われています。自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものですが、学校では現在、時間外勤務に係る不適正な申告が横行していますので、栃木県教育委員会におかれましては、偽装する余地のない客観的な方法で教職員の勤務時間管理を行うシステムを早急に導入するとともに、当面、教職員からの自己申告により把握した勤務時間が実際の勤務時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の勤務時間の補正を必ず行うよう各校に指導をお願いします。このことも、指針が厳しく求めていることです。その上で、労働基準法及び労働安全衛生法、並びに給特法を遵守し、それ

らを逸脱した勤務を教職員に課すことがないように、常に細心の注意をはらいながら、子どもたちを一番近くで支える教職員の働く環境をより良いものにするための施策の立案や既存の制度の見直しをお願いします。

栃木県の教育をさらにより良いものとするため、2020年春闘にあたり、下記のことについて要求いたします。つきましては、これらの要求事項の実現に向け、必要に応じて教育委員会事務局内の事務の執行を是正し、真に政治的に中立でバランスのとれた教育行政を適正に執行されますことを切に期待します。

記

1. 憲法と子どもの権利条約にもとづく民主教育をすすめるために

- ① 「全国学力調査」を廃止するよう国に求めること。「とちぎっ子学習状況調査」を廃止すること。競争的な教育を行わないこと。悉皆の学力調査はやめること。
- ② 教員免許更新制の廃止を国に求めること。
- ③ 教職員の意向を尊重した教科書採択を行うこと。
- ④ 教職員の人事異動については、「希望と納得」の原則を堅持すること。
- ⑤ 「新たな職」を導入しないこと。「主幹教諭」配置の効果について、広く検証を行い、廃止も含めて検討すること。
- ⑥ 「共同訪問」はすべての地区で5年に1回とすること。
- ⑦ 中堅教諭等資質向上研修及び初任者研修について、研修日数を短縮する等さらなる負担軽減を行うこと。教員の研修については、教育専門職としての教員個人個人の職能を信頼し、自宅研修等その他の自主研修の機会を厚く保障すること。
- ⑧ 小教研及び中教研並びに高教研その他各種研究会等の団体は任意の教育団体であることから、当該団体への加入については、個々の教職員の自主的な判断によるように指導すること。同様に、当該団体が主催する展覧会等の各種行事への参加についても、教職員の自主性を最大限尊重すること。特に、行事の運営等に係る業務の委嘱を主催者が教職員に対して一方的に行うことがないようにすること。行事を真に効果的で必要なものに限定し、必要な行事は教育委員会がこれを主催すること。
- ⑨ 高校教育の「多様化」政策をやめること。「特色選抜」は廃止すること。欠員を補充するための入学者選抜試験（再募集）を実施すること。
- ⑩ 受検調査書に、部活動の成績は記入しないこと。
- ⑪ 男女共学をすすめること。LGBT生徒に対する配慮を最大限行うこと。性別による「制服」を指定しないこと。入学試験願書等に性別の記載を求めないようにすること。
- ⑫ 県立高校の中途退学者を減らすためにも、スクールカウンセラーの増員や相談体制のさらなる充実を図ること。
- ⑬ PTAは任意の社会教育団体であることを保護者及び教職員に周知徹底し、加入や活動への参加を強制しないこと。また、PTA等その他任意団体に本人及び保護者の同意なく、業務上知り得た生徒等の個人情報を提供しないよう管理職を強く指導すること。同窓会への加入についても、生徒に加入届を提出させること。
- ⑭ 管理職に対して、憲法を順守するよう指導を徹底すること。
- ⑮ 教育の高度化及び複雑化に対応できる教育委員会事務局体制の整備のため、指導主事等の任用に際しては、必ず試験を実施し、その適性や教養の有無を客観的かつ厳正に判断すること。
- ⑯ 教育の職務に従事する臨時的任用職員の職名を「教諭」とすること。
- ⑰ 採用前研修を行わないこと。

- ⑱ 高等学校で行われている「模擬試験」は課業日に実施すること。また、勤務時間の割り振り変更を行わない「土曜授業」は実施しないこと。
- ⑲ 「高校生のための学びの基礎診断」に関する現場の声を文部科学省に伝え、当該事業を廃止するよう国に求めること。

2. 教職員の長時間過密労働解消、労働時間等の改善について

- ① 教職員を増やすなどして教職員の長時間過密労働を解消すること。教育活動及び業務の見直し・削減を積極的に行わせること。
- ② 7時間45分勤務を厳守し、給特法を守ること。やむを得ず時間外勤務となった場合は調整を行うこと。
- ③ 休憩時間を実質的に保障すること。休憩に関する法令違反には厳正に対処すること。
- ④ 年次有給休暇を年間5日以上確実に取得させること。また、長期休業中の学校閉庁日を5日以上とすること。
- ⑤ 事務職員や栄養職員、現業職員の超過勤務については、労働基準法第36条が規定する協定を締結するよう、県内すべての市町教育委員会に働きかけること。
- ⑥ 育児や介護に関わる休暇制度を改善すること。これらのことを理由に退職せざるを得ない状況を早急に改善すること。宮城県で実施している「特約退職制度」と同様の制度を設けること。
- ⑦ 子の看護休暇制度の改善を行うこと。家族休暇制度を設けること。
- ⑧ 学校・園行事参加などの子育て休暇を設けること。
- ⑨ 育児休業者についても賃金保障を行うこと。
- ⑩ 非正規採用教職員にも育児・介護休業を認めること。
- ⑪ 生理休暇取得をすすめること。産前産後休暇をそれぞれ10週間とすること。
- ⑫ 非正規採用教職員の産休取得にあたっては、代替措置をとること。
- ⑬ 茨城県が実施している不妊治療のための休暇制度を設けること。
- ⑭ 更年期障害に対して、健康相談、通院保障、休暇、労働軽減などの措置を設けること。
- ⑮ 教職員の負傷や疾病の治療や休養については、傷病休暇とし、年次休暇の使用を強要しないこと。
- ⑯ リフレッシュ休暇日数を増やすとともに、取得の条件を引き下げること。
- ⑰ 非正規採用教職員の休暇等について、正規採用教職員に準じた制度とすること。
- ⑱ 「一年単位の変形労働時間制」は、子育て等その他の生活全般と仕事との日々の両立を極めて困難にし、教職の魅力をも著しく低下させてしまう危険があることから、条例でこれを定めないこと。
- ⑲ 「指針」が示す、在校等時間の定義（「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする）に従い、PTA その他学校教育活動と関係がある任意団体での兼職または兼業等の業務を行っている時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とすること。

3. 教職員の賃金と雇用の改善について

- ① 「総務副大臣決定」に基づき、再任用を希望するすべての教職員に、その働き方も含めて雇用を保障すること。定年の段階的延長を行い、60歳時点での賃金水準を保障すること。
- ② 再任用教職員を定数から除外し、新規採用者の抑制を行わないこと。
- ③ 再任用の継続を求める教職員に対し、通勤の負担を重くしたり、毎年度異動させたり、望まないフルタイム勤務などを強要したりしないこと。再任用の期間の異動は行わないこと。

- ④ 人材確保法を堅持し、教員の勤務実態に見合う適正な賃金水準を確保すること。
- ⑤ ベテラン教職員の処遇を改善させるために、客観的な基準による上位級への格付け制度を導入すること。
- ⑥ フルタイムで働く教職員の賃金を月額 2 万 3000 円引き上げること。すべての教職員の最低賃金を、月額相当 18 万 200 円（時間給 1100 円、日額 8500 円）以上とすること。
- ⑦ 非常勤教員に対する報酬の授業時間単価を 3000 円以上に引き上げるとともに、期末手当を支給すること。また、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について」（平成 30 年 10 月 18 日 総務省自治行政局公務員部長）に基づき、授業準備や後片付け、試験問題の作成や採点、成績処理に従事する時間にも報酬を支払うこと。
- ⑧ 雇用形態にかかわらずその従事する職務に応じた待遇を受けられるようにすること。教諭と同じ職務に当たる臨時的任用職員の給与は教育職給与表 2 級を適用すること。
- ⑨ 前歴換算を改善するとともに、最高号給を引き上げること。
- ⑩ 一時金の支給月数の引き上げを行い、期末手当に一本化すること。役職段階別支給及び管理職加算を行わないこと。
- ⑪ 諸手当の「見直し」による支給額及び支給率の引き下げを行わないこと。
- ⑫ 地域手当の改善を行うこと。
- ⑬ 交通用具の使用による通勤手当の支給額をさらに改善すること。
- ⑭ 部活動指導手当をさらに引き上げること。週休日の指導に対して交通費の実費を支給すること。
- ⑮ 「主任手当」制度の廃止を求めること。
- ⑯ 特別支援学校教職員及び特別支援学級担任に対する給料の調整額を回復すること。
- ⑰ 退職手当の調整額の職員区分を上位に引き上げること。
- ⑱ 法で求められている障がい者の雇用率を早急に実現すること。臨時的な任用ではなく、正規雇用を大きく拡充することで、雇用率の達成を目指すこと。

4. 子どもたちの就学・修学を保障するために

- ① 国際人権規約第 13 条 2 項 (b) 及び (c) の留保撤回をふまえ、中等・高等教育段階の「無償教育の漸進的導入」を一層すすめて、国に対し、そのことを強く働きかけること。
- ② 高校授業料無償化を実現すること。経済的な問題で就学・修学をあきらめる生徒が出ないよう最大限の配慮を行うこと。
- ③ 定時制高校生徒の給食費や教科書費等の負担を軽減すること。

5. 教職員評価制度について

- ① 「CEART 勧告」を尊重し、廃止も視野に入れた協議を組合と行うこと。
- ② 教職員評価によって現場を混乱させないよう、最大限の配慮を行うこと。特別昇給に係る財源を減らさないこと。
- ③ 教職員評価や表彰などによる、報償的な人事や研修を行わないこと。
- ④ 教職員評価制度の趣旨から考えて、緊急の場合等に臨時的に任用される「臨時的任用職員」に対し、これを実施しないこと。
- ⑤ 教職員評価制度廃止までの当面の対応として、制度設計を次の通り変更すること。
 - ・ 教育専門職としての自律性を尊重するため、行動規準等の評価項目の数を大幅に減らすこと。
 - ・ 教職の地位及び魅力の向上につなげるため、教員資質能力向上評価における上乘せ号級数をさらに 2 号級加算すること。「初任者研修」を教員資質能力向上評価の対象研修に加えること。

- ・ 同僚性が大切とされる教育職の特殊性を鑑み、教育職における昇任・昇格時評価の昇給上乘せは不適切であることから、これを取り止めること。

6. 労働基本権の回復と団結権を保障するために

- ① 公務員の労働基本権回復するよう、国に対して働きかけを行うこと。
- ② 不当労働行為を行わないこと。県内すべての市町教育委員会及び管理職にも徹底すること。私たちの交渉等に対する回答は文書で行うこと。

7. 教職員のいのちと健康を守るために

- ① 教育委員会及び管理職は教職員の勤務時間管理を法令に準じて適性に行うこと。
- ② 市町立学校の労働安全衛生体制を確立するために、市町教委に対する働きかけを強めること。すべての学校で産業医を含めた衛生委員会を開催させること。衛生管理者や衛生推進者は養護教諭や保健体育科教員に担わせるのではなく、資格保持者や講習修了者に担わせること。そのための資格の取得に係る費用は公費負担とすること。すべての学校で「安全衛生方針」を策定すること。
- ③ すべての県立学校で、実効ある労働安全衛生活動を行うこと。安全衛生委員会はそのためのリーダーシップを発揮すること。安全衛生委員に当組合員を任命すること。
- ④ 実効あるハラスメント対策を行うこと。安全衛生委員会の審議事項として、労使でその根絶を図ること。悪意があったり、常習的にハラスメントを行ったりした教職員には厳正な態度で臨むこと。
- ⑤ 特別支援学校に勤務する教職員の腰痛対策をさらに強めること。
- ⑥ 労働安全衛生規則第 43 条に基づき、使用者の負担で雇い入れ時の健康診断を行うこと。
- ⑦ 福利厚生制度の充実をはかること。

8. ゆきとどいた教育をすすめるために

- ① すべての学校で 30 人学級を実現すること。国に対しても強く働きかけること。小学校全学年の 35 人学級を早期に実施すること。
- ② 定数内の教職員は全員正規採用とすること。再任用者は定数外とすること。休職等の補充教職員を確保し、教育に穴が空くことが絶対にならないようにすること。
- ③ 教育予算を増額すること。義務教育費国庫負担率を 2 分の 1 に復活するよう国に求めること。また、総額裁量制を廃止するよう国に求めること。
- ④ 特別支援学校の過大・過密を解消し、小規模・分散配置を促進すること。
- ⑤ 特別支援学級の定員を 6 名とすること。通常学級に在籍しながら特別な支援を必要としている子どもたちのために、すべての学校において教員の加配を行うこと。通級指導教室を増やすこと。
- ⑥ 「除染」を確実にやり、安心して生活できる学校環境をつくること。市町教育委員会に対しても同様にはたらきかけること。
- ⑦ すべての校舎・施設の耐震工事及びアスベストの除去をすすめること。市町教育委員会に対しても同様にはたらきかけること。
- ⑧ 学校事務のあり方について、事務職員の意向を尊重すること。
- ⑨ 養護教諭の複数配置をすすめること。
- ⑩ すべての学校に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。
- ⑪ すべての県立学校に情報の免許をもち、教科「情報」を専門で担任するフルタイム勤務の教員を配置すること。

以 上